

イヤです 非通 戦信



発行:2008・1/19
第8号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と

共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11

シティコフ° 上町402市民共同ワイル SORA内

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

第七回 弁論

『新編靖国神社問題資料集』いよいよ法廷へ

吉岡 奈保子

2007年12月18日、靖国イヤです訴訟の第七回口頭弁論が大阪地裁で行なわれました。

今回、傍聴券の抽選を待っている時、いつもより被告側の傍聴者が多いように感じたのですが、それもそのはず、靖国神社側の準備書面が口頭で読み上げられることになっていたのです。これは、前回、原告側から出された山口県自衛官合祀拒否訴訟の最高裁判決に対する批判に対する反批判というものでした。準備書面を読み上げた被告側弁護士の口調はどちらかといえばもの静かな感じでしたが、その内容はけっして穏やかなものではありませんでした。

その主な趣旨はと言えば、靖国神社にも信教の自由があり、その宗教行為である合祀に対して損害賠償や差し止めを請求することは、靖国神社の信教の自由を否定するものだったということでした。原告は「過去の歴史的行為に過度に立脚して政治的主張を行っており」、憲法はどのような宗教に対しても信教の自由を保障するものであって、「神社神道のみがより多くの制約を受けるべきとする法的根拠はない」、というのが靖国神社の主張なのです。

靖国神社は憲法の「信教の自由」をたてにとって、このような主張をしているわけですが、同じ憲法の「政教分離」は意図的に無視しているようです。日本において宗教の名によって人々を戦争に動員させていったのはまさに国家神道であったという歴史的行為を抜

きにした「政教分離」というのは、ほとんど意味がありません。そういう具体的な事実を見たくない、見せたくないために、靖国神社は問題を常に抽象的に立ててくるのです。

「戦争はいや！」と言う思いは、「政治的」??

被告側弁護士は最後に、X（合祀された自衛官の妻中谷さん）が、夫の祭祀が「夫の家で仏教でなされるのは認めるが、護国神社は戦争につながるものだから嫌だ」という発言をしたと紹介し、「Xは政治的イデオロギー的主張を信教の自由の名において行っていることが明らかである。」と締めくくりました。

私は、この話を聞いて、中谷さんが、夫の実家の人たちがその信仰に従って亡くなった方を弔うことについては寛容であることに、その人間性の深さに、むしろあらためて感動を覚えました。

しかし、靖国神社の発想では、キリスト教徒だから他の宗教をすべて拒絶するというのならわかるが、なぜ仏教はよくて神道はダメなのか、それは、彼女が特定のイデオロギーに凝り固まっているからだということになるらしいのです。

準備書面16 いよいよ『新編靖国神社問題資料集』へ

「さて、その次に加島弁護士の方から、「原告第16準備書面（被告国、同靖国神社の共同行為による靖国神社合祀一『新編 靖国神社

問題資料集』一から明らかになったこと・その1)」(以下「その1」とする)が口頭で読み上げられました。

この裁判には10人の原告が提訴しているわけですが、その遺族が亡くなった年月日(戸籍に記載された年月日)と合祀された年月日とは数年～数十年の隔たりがあるのはなぜかというのが第一の謎です。最も速やかに行われたであろう戦時中に合祀が行なわれた場合で2年、戦後に合祀が行なわれた他の人は6～12年、さらに死亡から33年たって合祀が行われた人もいます。どうしてこんなことになるのでしょうか。

「新編 靖国神社問題資料集」(以下「新資料」とする)は、この謎を明らかにしてまず。そこには、死者を家族や共同体から引き離し、国家の“神”とするための靖国神社の合祀システムが働いていたのです。

ところで、この「新資料」は、靖国神社の国家護持が問題になったところに出された「靖国神社問題資料集」(旧資料)の続編をなすものとして、小泉政権時代に編纂されたものです。「新資料」は量的にも膨大なもので、今回は「その1」として、戦前から大量合祀が開始されるきっかけとなった3025号通達が出される直前までを扱いました。裁判長は、「次に『その2』が出るのですか」、と早く見たくてたまらないようでした。一方被告側の弁護士は、原告側がこの「新資料」の入ったCDを証拠書類として出したことについて、「これはどう扱えばいいのか? こっちでプリントアウトしろということなのか」と難色を示していました。加島弁護士が「こっちで関連する箇所だけをプリントアウトしておきましょうか」と言うと、「そうしていただくとありがたい」とほっとしていました。労を厭わず膨大な「新資料」を縦横無尽に読みこなしてきたことから来る加島弁護士の余裕と自信が感じられた一場面でした。

「合祀」は戦死者に対する「恩典」??

さて、内容の紹介に入りましょう。靖国神社は、敗戦前の合祀基準については、「旧資料」では、「確実なことはわからない。また明文化されたものは無かったようである」と述べていました。ところがこれはまったく事

実に反していました。実際には、靖国神社は1948年に、旧陸・海軍省から合祀事務関係資料一式を継承し、保存していたのです。

小泉政権下、靖国神社はこれまでの姿勢を転換し、それらの資料の閲覧を許可しその一部を「新資料」に掲載しました。それは極めて体系的な基準と詳細な手続きを示したものでした。

それらの資料によれば、「合祀」は戦死者に対する「恩典」であると位置づけられ、その死に方においても細かい基準が定められていました。同じ戦場での病死でも、戦地での流行病によるものでなければならず、結核や脳溢血等の通常の病気で死亡者では、「私病」とされ、通常は合祀の対象となりませんでした。重大な過失で戦傷死した者や、「其情状合祀を至当と認むる者」以外の自殺者なども、合祀の資格がないものとされていました。また、生存の疑いがあるかどうか、死没の原因が戦争に直接関連があるのかどうかが特に厳しくチェックされました。

ここから明らかになるように、靖国神社の合祀は徹頭徹尾、国家のため、天皇のために死んだかどうかだけが基準であり、村や家族にとって生前どのような存在であったのかはまったく無関係でした。いや、むしろ、そうした肉親や友人たちがいなく自然な感情を否定するものでした。そのことは、1938年から1945年1月まで靖国神社の宮司を勤めた陸軍大臣鈴木孝雄が1941年に書いた論説に端的に示されています。

鈴木宮司は、靖国神社が行なう儀式によって「人霊」は始めて「神霊」になるという考えを展開し、そうした考えを受け入れない遺族を批判します。

「何時までも自分の息子という考えがあつては不可ない。自分の息子じゃない、神様だというような考えをもって戴かなければならぬのですが、人霊も神霊も余り区別しないというような考え方が、色々の精神方面にまちがった現れ方をしてくるのではないかと思うのです。」

「…遺族の心理状態を考えますというと、…どうも自分の一族が神になっておられるんだという頭がある…。そうでなく、一旦此処に祀られた以上は、これは国の神様であるとい

う点に、もう一層の気をつけて貰ったらいんじゃないかと思います。」

この靖国神社の根本的な思想が、今も脈々と受け継がれていることは、原告らの合祀取り消しをあくまで認めようとしない態度からも明らかです。

1945年、敗戦後、軍は解体を間近に控え、靖国神社の合祀ができなくなることに危機感を抱き、戦死者の人数や氏名が明らかでないまま、「大合祀祭」を行ないたいと靖国神社側に打診しますが、この時は靖国神社側から、それは「神社祭祀の本質に反する」といったん断られました。その後11月19日～21日に、降伏文書に調印した9月2日以前のすべてのまだ合祀されていない戦死者について、取り合えず氏名不詳のまま「大招魂祭」を行い、正式の合祀祭は後の事務的な手続きを完了してから行なうこととされました。

この「大招魂祭」に前後して、11月13日には大本営が廃止され、12月1日には陸・海軍省も廃止され、それぞれ第一復員省、第二復員省と改組されました。（これらは、いくつもの組織改編を経て、現在の厚生労働省社会援護局となっています。組織の名称がいかに変わろうとも、合祀適格者の「氏名等」調査事務を国（旧厚生省）が全面的に担い、得られた成果を靖国神社に提供する体制は、政治情勢に応じて糊塗されたり微調整が加えられることがあっても、一貫して変わることはありませんでした。）

この年11月24日には軍人恩給停止のGHQ指令が発せられ、これを受けて1946年2月から軍人・軍属、その遺家族への恩給が停止されました。それは半世紀に及んだ海外での戦争遂行を支えてきた経済的支援の廃止を意味しました。この措置によって、占領軍は旧軍人らへのこれまでの優遇措置を許さないという厳しい姿勢を示しました。

このGHQの姿勢は、靖国神社の合祀に対しても貫かれました。GHQは、1946年の秋の合祀祭を前にして、靖国神社側にその禁止を通告しました。靖国神社はそれに驚き、国と協議した結果、国はとりあえず合祀者の氏名等の調査を中止することにしました。

しかしながら、結局のところ、中止したの

は「合祀事務」という呼び名だけでした。未合祀者を特定する調査は非常な熱意をもって、占領軍の目を盗んで継続されました。というのも、国が公的に靖国神社との関係をもつことができなくなった以上、今後は靖国神社が存続するための基盤を遺族に求めなければならないという認識に立ったからです。

1948年、国はGHQを恐れて、靖国神社と協議し、それまで収集されてきた合祀者の資料（150万人分）をすべて靖国神社に引渡し、国はいったん合祀事務から手を引くことになりました。それまで国が行なっていた合祀資格の有無の調査を、初めてほぼ全面的に神社内部で行なうようになり、1945年～1951年の占領期間中には合祀は35万人分しか行なわれませんでした。

再び国が合祀事務の表舞台に

1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約と日米安保条約が発効し、GHQは解体され、占領軍としての連合軍は撤退しました。（ただし米軍は今日に至るまで駐留を続けることになったのですが…）

占領の終結とほぼ同時期に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下「援護法」という）が成立し、翌年1953年には軍人恩給法が復活しました。

この時期、国会の質問では保守系議員が靖国神社への合祀促進やそのための予算の要求が、堰を切ったように次々と行われました。政府はこれに対して、いちおう新憲法の政教分離規定を口にしながらも「憲法に違反しない程度にお手伝いする」とか、多額の経費が必要になるのを「うまくやる」ために研究するとか、本音の見え隠れする答弁を行なっています。

そして、1954年、ついに国が合祀事務の表舞台に戻ってくることになりました。厚生省引揚援護局復員課の文書として、未合祀者の速やかな合祀をはかることを目的に、援護法の年金弔慰金の対象者の中の未合祀者の中で合祀基準に該当する者の名簿を靖国神社に送付するという内容の文書が交付されたのです。

その2年後、1956年には初めて合祀事務のための予算が計上され、国と靖国神社と

の間に詳しい打ち合わせが何度も行われました。そして、「上記のような打ち合わせ、検討、調整を経て、占領終結後の靖国神社合祀の枠組みである3025通達の内容が確定されていく。同通達が出される1956（昭和31年）4月19日まで、あと2ヶ月の時期であった」と、まるで連載小説のような、この続きがどうしても読みたくなるような文章で、この準備書面は締めくくられています。

裁判報告 集会

今回の報告集会では、加島弁護士によって、法廷で述べた内容がより詳しく解説されました。法廷で10人の原告につながる具体的な話から始めたのは、理屈の訴訟ではなく、一人一人の原告の思いを伝える訴訟であることを示したかったからと述べられたのが、とても印象的でした。

また、靖国神社と天皇の関わりで言えば、靖国神社は霊璽簿を2通作って、1通は靖国神社が保管し、もう1通は天皇に提出し続けているのだということでした。参拝こそしないものの、天皇と靖国神社とは現在も連綿と関連を持ち続けているということを知って、あらためてぞっとしました。

今回来られた原告の方々の発言の中では、これまでよりもなおいっそう天皇の戦争責任が強調されたことが印象的でした。靖国神社とは、結局のところ天皇制と一体のものであり、靖国神社の責任を問うことはとりもなおさず、天皇の戦争責任を問うことに直結するのだということを深く認識させられました。

今回はまた、この訴訟の弁護団の一員である康弁護士自身が原告となっている入居差別事件の高裁判決があり、今日の裁判の傍聴者の多くが詰め掛けました。しかし、判決は原告の請求を棄却するというたいへん残念な結果に終わってしまいました。康弁護士はその悔しさを、この集会でも「裁判官＝国家権力は敵だとあらためて思った」と語っていました。

さて、次回裁判は、皆が続きを待ちかねている新資料編「その2」です。靖国神社みずから国と靖国神社との緊密な協力関係を明らかにしている新資料に基づいて、今度はどん

な展開があるのでしょうか。あのA級戦犯合祀の経過もあらためて明らかにされます。

ますます攻勢を強める靖国合祀イヤです訴訟。2月12日はぜひ大阪地裁へ！

次回第8回弁論予定

2008年

2月12日（火）午前11時開廷

傍聴抽選 午前10時までに大阪地裁
正面玄関前集合

内容：①靖国新資料に基づきその続編
準備書面17が提出され、加
島弁護士による陳述
②国側の答弁書（山口判例の正
当性??）に対する反論とし
て「合祀」とは何か?の準備
書面が提出されます



裁判後集会、今回は
一回お休みです。

【参考】今までに提出された証拠

原告の方それぞれの関連の証拠については、一人一人の被害などについての主張を述べた準備書面を出した際に、合祀されている人との関係や合祀拒否の意思表示などの証拠関係の書類等を既に出しています。

また、靖国神社とはどういう神社であるかの証拠として、「靖国問題」（高橋哲哉）や「靖国の戦後史」（田中伸尚）などの書籍を出しています。

合祀に関わる証拠書類としては、国立国会図書館編の旧靖国資料集やその他新聞報道など、あるいは「岩手玉串訴訟」における靖国神社宮司（元）の証言なども、既に提出してきました。

そして、昨春国会図書館から出された新靖国資料集の中から、合祀事務に関係する国会審議および関係書類、あるいは旧厚生省の地方機関への通知（保存されているもののみ）等を、11月に証拠として出しています。

◆◆◆ 裁判傍聴記 ◆◆◆

信州の山奥から、傍聴に参加しています。傍聴できるかどうかの賭けはあるのですが、後の学習会も、実に勉強になり、楽しみにできています。原告の方達の素顔に触れ、そしてこの訴訟団の元気なこと、それらにリアルに出会えることで力もらってます。

私にとって、靖国問題とは、何よりも戦争に抗えなかった歴史を持つ私たちの「負」に向かい合うこと、自らの自由な魂を取り戻していくこと、だと思ってます。最も基本的な人間の尊厳が冒された「招魂」、字のとうり、死を招くこと、国家はこれからも国家のために血を流していく人間を必要としている。

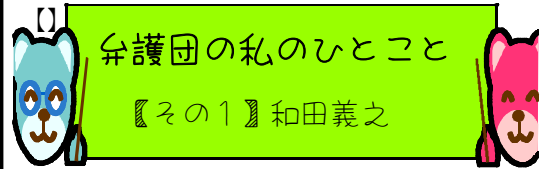
被告反論の言う「寛容さを求める」・・・論旨のズレ様に、これが「神」を祀る人たちの言葉だとは当然思えず、つつい笑ってしまったけれど、以前、傍聴を終え、裁判所を出た時に、一見、品格のある紳士に、暴論を吹っ掛けられた。「あれは、侵略戦争なんかじゃない！あいつらぶっ殺してやる」

こういう方たちが支えている「靖国」って非常にわかりやすい。

かつて、昭和天皇が、戦後初めて広島 の地を訪れ、護国神社に参拝した時、厳かな神事の奥にあるおぞましさを、まつろわぬ者を排除していく光景を、天皇制見たりで鮮烈な記憶として残っている。私は広島 の生まれで、母は被爆者、その被爆体験を聞きながら育ち、故父は、満洲出兵から帰還、天皇制を憎み、戦争で青春を奪われたその屈折感は、生涯続いていた。戦争の様を伝えることもなかった。今、勝ち組、負け組があるように、国家の目論見は、英霊か、棄民かでしかなかったのではないと思う。

さわる神に祟りあり・・・祟りこそ闇・・・その闇を超え、光を照らしているのが、この靖国訴訟です。未だに戦後責任の果たされないこの国で、この成り行きを共に見届けたいと思っています。

(遠野ミドリ)



2006年の夏から合祀取消訴訟大阪弁護士団に加わっております。「山口自衛官合祀拒否訴訟最高裁判決(1988年)」については学生時代に議論したこともあったのですが、現在の一般的通念からみても、もはや当該判決は維持できないのではなかろうかという感覚があったことと、法律構成としても面白い訴訟であると考えたからです。

人間の理性は、善をなすにはあまりに不完全だから、我々の第一の格率は他者に対する寛容でなければならない。おそらくこれが、20世紀の歴史から得られる一番大きな教訓であると思います。ここにいう寛容とは、様々にある意見を一つにまとめないこと、すなわち、画一化への抵抗、多様性の尊重であるとも言い換えられます。あいつとは意見は違うけれど、それはそれで認めなければならない、ひょっとしたら自分の方が間違っているかもしれないという柔軟な姿勢であり、社会のあり方とも言えます。とすれば、全ての戦死者と遺族が靖国合祀を望んでいると一律に措置し、遺族の合祀取消要求に耳を貸さないという態度は、寛容から遠くかけ離れていることは明らかです。

この訴訟は、寛容の意味を取り戻し、真に人間的な社会を実現する意味での、試金石になる訴訟であると考えております。勝つべき訴訟でありますし、そもそも「運動論として意味のある訴訟」なんていう言い訳は私は嫌いです。今後ともよろしく願います。



弁護団の私のひとこと

【その2】康 由美

私はかなり長い受験生活を送ったので、弁護士登録してすぐに働いてなるものかと、3ヶ月間、韓国に留学していた。そこで、韓国国会の公聴会に来ていた大橋弁護士、菱木さん、平良さんに会い、この時、「是非とも靖国弁護団へ」と誘われていた。日本に戻ってから見つからないよう過ごしていたが、ある夏の夜、大橋弁護士から「今、訴状を仕上げています。受任するののか否か、すぐに答えよ」という問答無用の電話がかかり、私はそのまま承諾した。悩むヒマを与えられなくて良かった。弁護団会議では、弁護団と丁々発止でやりあう原告団の姿に胸躍るだけでなく、山口自衛官判決の反論というこの裁判での山場の一つを、たまたま私が欠席した時に全員一致で「康さんにやってもらいましょう」と決定するという極めて民主的な手続がとられていることにも感動した。比較的多数の弁護団に参加している私であるが、靖国弁護団会議は、いつも明日への活力となっている。



靖国合祀イヤです訴訟会計報告

(2006. 1～2007. 12)

	収 入		支 出
アジア訴訟 会計よりの くり越し	309,824	裁判関連 事務費	422,124
会費カンパ	2,790,428	弁護士費 (11名分)	879,000
集会参加費	247,900	事務出張費	161,665
雑益	171,874	通信発行費	566,135
物販収入	140,980	事務費	306,178
		集会・会議 室料	276,800
		海外原告 招請関連	127,941
		雑支出	35,652
		次年度への 繰り越し	885,511
合計	3,661,006	合計	3,661,006

心のこもったご支援、感謝！感謝！です。裁判は今後証人申請等大きな出費が待っています。引き続き、ご支援よろしくお願いします。

—おたより—
いつも勇気つけられるお便り、ありがとう！

2007年《11月》

◆靖国のたたかいは自己変革のたたかいをともなわざるを得ないと思います。より深く着実にすすみたいものです（島根 S.R）

◆靖国が戦国を産むカラクリがこわい。よろしく（松原市 F.K）

◆古川さんの深い思いが実現されますよう、貧者の一灯ですが応援の意思表示として送ります。よろしく願います（堺 Y.A）

◆リーフレットの写真お元気そうで何よりです。通信「おたより」欄。顔の見える闘いは素敵です（四日市 O.M）

◆気の遠くなるような長い闘いだと思います。めげず頑張りぬくことが大切です（東京 K.K）

◆信教の自由と権利の闘いに寛容という言葉は存在しないと思います。しかも国家が「寛容」と言う言葉を強制することは、とんでもないことと云わなければならないでしょう（あきるの市 M.M）

◆わずかな遺族年金で独居老人ですが心は原告の方々と共にあります。どうぞよろしくお願い致します（沼津 K.Y）

◆11月3日中之島中央公会堂の「おおさか」憲法のつどい」は参加者が少なく残念でした。来年5月の大阪集会の成功を希っています（西宮 I.K）

◆ころされない、ころさない、ころさせない、これが日常の生活となる人間関係をつくりたいですね（狭山市 H.Y）

◆元気でがんばってね（大阪 H.N）

◆・防衛省の天皇は汚職の象徴・国守る米兵レイプは誰守る・日本の防衛崩れる接待より・テロテロと言えば免罪八十万・接待費の防衛省より第九条（河内長野 K.E）

◆いつもありがとう（大津市 K.A）

◆成果はありませんが、「聖戦大碑撤去」の会は持続しています。金沢での運動はいまいちですが、これからもつづけます。80才になりました。見果てぬ夢を追いつつ（金沢 I.Y）

◆病身のため、心からの協力です。おそくなり恐縮（石川 M.S）

◆自民・民主「大連立」の折「お国のために大連立を」と言う言葉を聞いた。「お国のために」という大義名分は私たちにとっては迷惑千万な話ではない（愛知 S.）

◆政教分離＝真の民主主義の姿○

政教一致＝恐怖政治社会への復帰×（猪名川 K.Y）

◆よろしくお願いします、皆様ご苦勞のほど感謝しています（尾道 S.S）

◆叔父の戦死を報じた隊長の手紙に「靖国に～」とあります。書証として役に立つなら提供します
(大阪 N.H)

《12月》

◆今年は安倍君が「給食当番はもういやだ」とでも言うように日本国首相を辞めて、福田君が「世界もアジアも与野党も権力者は仲良し」と言いながら総理大臣しています。マスコミなんかでは「政治問題としては靖国神社の話題性が乏しくなった」と報じられています。しかしこの約140年間の近代日本、国家と戦争と宗教の問題は未解決です。今年こそ「靖国」からすべての人々が解放されるように共に闘いましょう。カンパ送ります

(大阪 M.T)

◆最初で最後の訴訟とかうかがいました。勝訴を願います。この知らせに感動いたしました

(新潟 S.K)

◆天皇制も靖国も怒ることを否とする心で受け入れてしまう多くのクリスチャン。その危ない優しさをぶちこわしたいと思っています。(でも、何はともあれお金ですよ) (京都 S.M)

◆真宗大谷派浄福寺の寺族です。M・Kさんから紹介されました (新潟 H.M)

◆年会費2年分として、遅くなってすみません

(長崎 T.Y)

◆年会費忘れておりましたので+カンパ

(長野 Y.T)

◆「思いやり予算」の裁判以来「小泉・・・」も「靖国・・・」もカンパのみですみません。「市民の意見」(小田実さんの)には参加しています

(向日市 A.Y)

◆おつかれさまです。会費をいつまでの分支払っているのか忘れました (京都 H.A)

【事務局より】前年度カンパも含め二度の入金があります。今回は今年度(08年)分になります。ありがとうございます。

◆なかなか傍聴に行けず、申し訳ありません。お互いにあきらめず闘い続けましょう (大分 S.M)

【事務局より】そちらでの息の長い闘い、敬意を表します

◆この「神社」のために、朝鮮は引き裂かれ、南はアメリカのかいらいとされて、天皇の日本に結びつけられ、北は嘲りと蔑みの的とされて罵られている。この「神社」のために、日本人は人間にもどれず、侵略加害の責任をとろうとしない悪の国として世界からきらわれ、アジアの孤児になっている。

(京都 K.A)



とっておきのご紹介

天皇の戦争

原 圭治

一ほんにのう せんそうさえなけにゃ みんな
死ななくてもよかったろうに テンノさんは生きておいでにー ※

天をつく恐ろしい大鳥居が九段坂のうえで
登っていくひとを呑みこんでしまいそうに
開いた二本のたて柱と 真っすぐな笠木の間は

生死を分けている空(くう)の入り口なので
靖国の呼び名で数多の死を閉じこめた
そこからの三万坪は偽りに再現された
天皇の戦場なので

死者の血のりをすっかり拭いとは
九七式型戦車や艦上爆撃機・彗星に
ロケット特攻機・桜花と
人間魚雷・回天などを
ところ狭しと並べてみせるが
乗り込んだ軍神たちは消えうせて
下賜された軍旗や 勲章の数々ばかりか
軍靴や軍服 遺書までも集めなくてはならず
誰彼のものだか分からぬ死者の物でも
靖国の御祭神の御遺品として
名をもち 死んだ人間の持ち物といえ
ば わずかに印鑑と眼鏡に万年筆などで
たとえ人に繋がる物を並置したところで
殉国の英霊が鎮まります聖域と言い換えても
幽鬼の場所であることは間違いなく
明治・大正・昭和とつづく
天皇の名で始められた戦争のたびに
斃れた兵士たちの

その数 実に二百四十六万人余といえ
ば 死屍累々と高く

三百餘程には積み重ねた勘定となり
激しく死臭の臭う個所なのに

ソメイヨシノの桜花と
六百余羽の白鳩の飛びかうさまに欺かれた
そこは 仮象の戦場なのだから
虐殺 暴行 虐待 強制連行の
ほんとうの戦場は
天皇の軍隊が侵略したところで

五族協和 王道樂土 八紘一字をかかげ
大東亜共栄圏と呼ばせていたところなので
そこに 数えきれない大小さまざまな
伊勢神宮を模倣させた鳥居を建てては
大御神の領域をつくりだし

始めは台湾神社を建ててみては
各家に神棚まで作らせたのだが
高祖アマテラスを祭神にして
満州国に建国神廟と関東神宮を
靖国神社を模した建国忠霊廟まで設立しては
次いで北京神社に蒙疆厚和神社とすすめ
中国では一千万人を
全土いたるところに一千余の鳥居と
官幣大社 朝鮮神宮をつくって
そのうえで朝鮮人二十万人を
此ノ地ヲ万世不易ノ真ノ皇土トシテ
ここにも官幣大社 南洋神社が
紀元二千六百年の記念といっでは
必ず島の各地に鳥居を建てては領土に加え
フィリピンで百万人を
インドネシアは二百万人を
ことあるごとに参拝を強制して
頭をさげて鳥居をくぐらせておいては
ベトナムでも二百万人を
社殿を壮大なものにした昭南神社の
シンガポールでは八万人を

高門(ソム・プラト)が祖形だといわれても
鳥居は精神的服従のシンボルの形なので
古代インドの塔門(トラーナ)でもなく
ビルマは五万人 インドは三百五十万人を
天皇の戦争命令で
二千万人を無惨に殺した場所で

そこは大日本帝国の領地なので
鳥居は建てねばならぬわけで
日本の軍民三百十万人の死場所でもあり
バンザイ突撃を敢行して
捕虜二十八名以外二千六百余名全員玉砕の
北はアッツ島から
全軍玉砕したマーシャル諸島と
南に続く玉砕の島々 マキンとタラワも
ガダルカナルのソロモン諸島を下り
ドブネズミのように追い詰められた
餓死彷徨の島で

防空神社の鳥居まで建てたラバウル辺りの
密林は八千余機の荒鷲の墓と化したところ
幽冥の鉄底海峡に沈む艦船の喪の海で
悪病と飢餓に苦しみながらの
悲惨きわまる南海支隊撤退のニューギニアと
蘭領インドネシアから仏領インドシナに
タイ 英領マレーシアからシンガポールへ
鉄カブトをかぶったままの白骨が
西のビルマとインドの熱帯雨林のなかに
錆びた銃を握って斃れた兵士たちの
点々と まわりに散らばった
腐って糸が切れた五銭硬貨のような

どれだけ強い思いで繋ぎとめようと
鎮守の神社(やしろ)に無事を祈念したところで
突撃と戦死をまねにした兵士たちは
天皇陛下に必ず決別電を送ってしまい
一万八千余名玉砕のグアム島が
官軍五万余名玉砕のサイパンとつづき
変形した玉砕の插鉢山は硫黄島で
太股や内臓がえぐりとられ
屍体まで食われてしまうほどの飢えの
フィリピンやボルネオ、セレベスに
略光 焼光 殺光を繰り返すたびに
朝鮮に 満州に 中国にと
狂気の野望の果てまでで
地の果ての白骨兵士たちには
いつまでも天皇の帰還命令は届かずに
愚かな戦闘は続行されているはずだから
懐かしい鳥居が見える鎮守の森を
思い出すことも許されずにいて
樫原神宮に重ねるようにした明治神宮の
大鳥居を建てた末裔たちが生き残り
天皇が始めた戦争の異常さを
密かに懐かしんでいる者たちを集めては
靖国の大鳥居をくぐって参拝し始めており
内に潜む深い闇をひろげようと

懐かしい景色のなかに残り続けてきた
七万九千の鳥居を
再び 闇の中に沈めて欺くことは
絶対に許すわけにはゆかず

※ 島根・山崎長穂さんの記事より

(『原圭治自選詩集』二〇〇七年・竹林館)